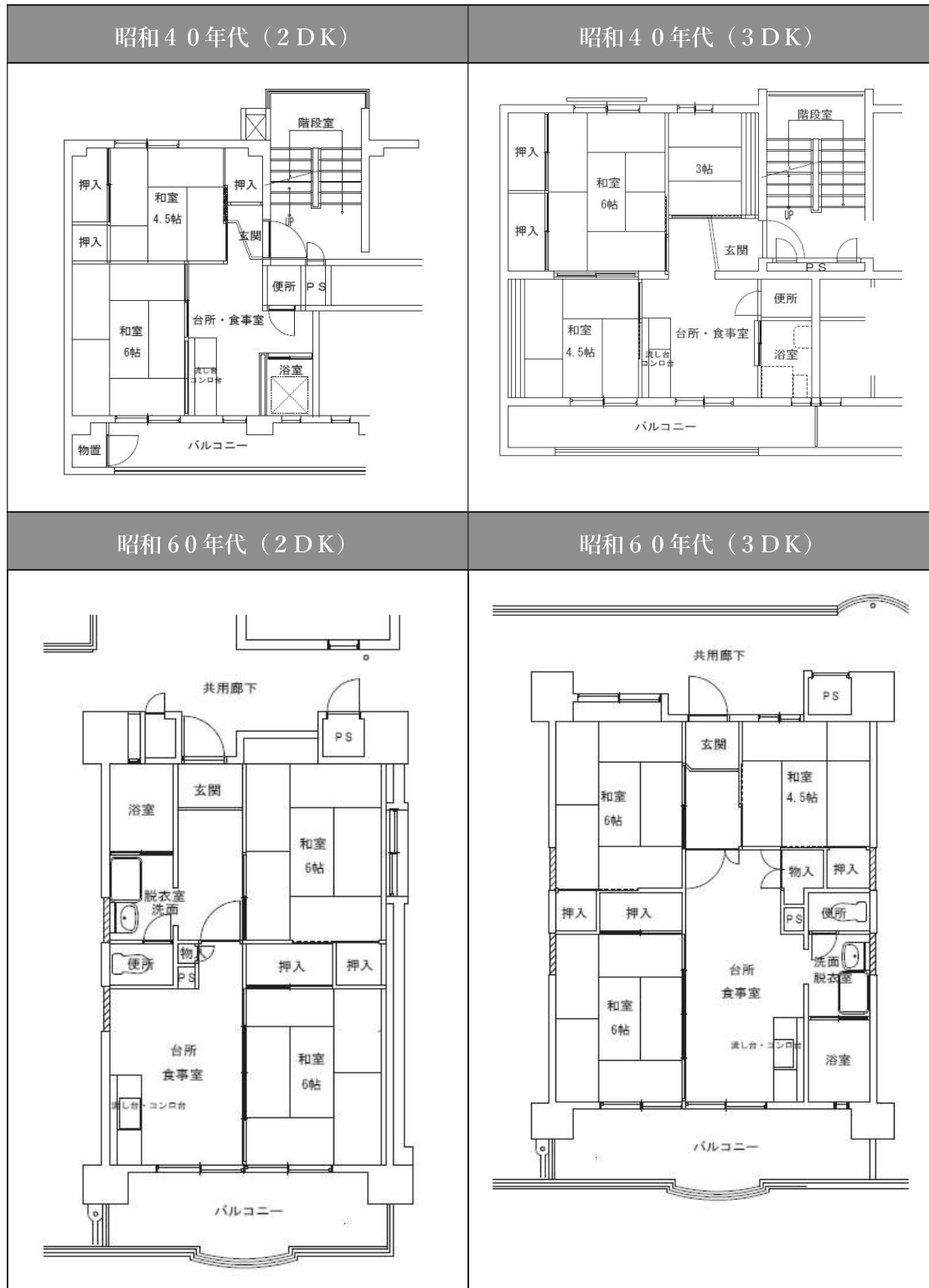


市営住宅の標準的な間取り

市営住宅の標準的な間取りの一部をご紹介します。
あくまでも建設時点の一般例であり、必ずしも現況がこの通りになっているとは限りません。



市営住宅の標準的な室内写真

市営住宅の標準的な室内イメージをご紹介します。
建設年や団地の違い等により、設備の内容は異なります。
必ずしも現況がこの通りになっているとは限りません。

【 昭和 40 年代建設 】



〈 台所 〉



〈 洗面（浴室内） 〉



〈 便所 〉



〈 和室 〉

【 平成 10 年代建設 】



〈 台所 〉



〈 浴室（浴槽有） 〉



〈 便所 〉



〈 洗面 〉



〈 和室 〉

特別設計住宅の概要

高齢者特別設計住宅

高齢者の生活に配慮した設計上の工夫（段差の解消、浴室や便所、玄関に手すりの設置、床下収納等）に加え、掘りごたつの設置を可能としています。

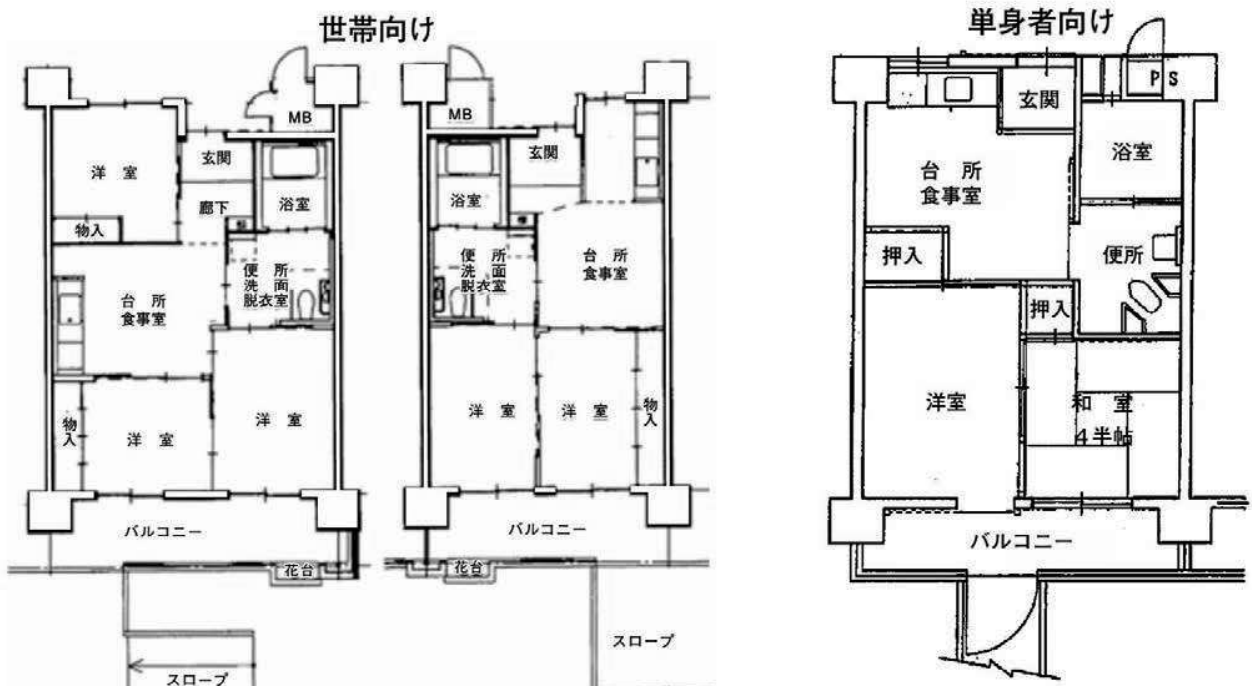
車いす常用者向特別設計住宅

車いすを常用する重度の身体障がい者のために特別に設計された住宅です。なお、その一部は住宅内の内装や設備を別に定める範囲内で入居者が選択できるハーフメイド型の住宅となっています。

また、車いすに乗降する際の負担軽減を図るため、住戸内の一部（和室）が40～50cm程度高くなっている住戸があります。

車いす常用者向特別設計住宅の間取図（例）

住宅によって間取りは異なります。必ずしもこのような間取りになっているとは限りません。



見守り付住宅の概要

見守り付住宅の概要

見守り付住宅は、緊急通報システム（※1）の利用に加えて、冷蔵庫扉やトイレ扉等に設置して24時間以上開閉がなければ異常を検知するICT見守り機器（以下「見守り機器」という。）を住宅に設置し、異常を検知した際にはあらかじめ登録いただいた連絡先（以下「通知先登録者（※2）」という。）や入居者本人へ連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認（※3）を行うことにより、高齢者・障がい者が安心して生活できるよう支援することを目的としています。見守り付住宅に入居する方には、**本サービスを受けていただくために、家賃や共益費以外に所得税課税状況に応じて利用者負担額を負担していただくこととなりますので、趣旨をよくご理解のうえ申込みをお願いします。（次頁の利用者負担額参照）**

なお、**本サービスが必要ない方および本サービスの利用者負担に同意いただけない方は、見守り付住宅に申し込むことはできませんので、ご注意ください。**

※1 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者や、身体に重度の障がいがある方などを対象に、原則、携帯型の緊急通報システム機器を貸与し、利用者からの緊急通報を受け、協力者や親族に連絡をおこない、状況に応じて救急車の出動を要請します。また、利用者からの健康相談に看護師等が24時間アドバイスします。所得税課税世帯は940円/月（次頁の「見守り住宅の留意点」参照）の利用料が必要。

※2 通知先登録者

見守り付住宅をご利用いただくにあたり、入居者の安否確認に関する連絡先（例：入居者の子、兄弟姉妹や友人等）をご登録いただきます。見守り機器が異常検知した場合等に連絡します。

※3 安否確認

見守り機器が異常感知した場合、本市委託事業者（以下「事業者」という。）から入居者と通知先登録者にメールと電話にて連絡し、安否確認をおこないます。また、通知先登録者から依頼があれば事業者が訪問します。

高齢者見守り付住宅・障がい者見守り付住宅

見守り機器による見守りをおこなうとともに、緊急通報システムをご利用いただきます。また、洗面所等のレバー式水栓等、高齢者向け・障がい者向けの設備が設けられています。

車いす常用者向見守り付住宅

見守り機器による見守りをおこなうとともに、緊急通報システムをご利用いただきます。また、車いす常用者の生活に配慮した設計上の工夫（出入口は開閉容易な引き戸、便所・浴室に手すり、車いすのまま使える流し台、壁下部にキックプレート、バルコニーから直接外部へ出るスロープの設置など）に加え、洗面鏡・便器・便器へのアプローチなどの選択ができる、ハーフメイド方式の住宅もあります。

見守り付住宅の利用者負担額（下記「見守り付住宅の留意点」参照）

入居者の状況	利用者負担額（月額）
前年所得税非課税世帯	0円
前年所得税課税世帯	1,540円

見守り付住宅の留意点

下記をよくお読みいただき、同意いただける方のみお申込みください。

- 本サービスは救命を目的としたサービスではないこと。
- 見守り機器が反応して、メールや電話で予め登録した連絡先に通知するサービスをおこなう住宅であり、自動で駆け付け等を実施して救命するものではないこと。
- 入居手続き時に緊急通報システムおよび、見守り機器利用にかかる申込が必要であること。
- 1泊以上の旅行や入院等の居宅を離れる予定がある場合には出発までに見守り機器の事業者にもその旨連絡すること。またその予定が変更となった場合にも同様に見守り機器の事業者にも連絡すること。
- 所得税課税世帯の入居者は家賃のほかに緊急通報システム（940円）および、見守り機器利用（1,540円）について月ごとに利用料金がかかること。なお、この金額は令和7年度時点のものを記載しているものである。
- 大阪市が委託する見守り機器や緊急通報システム機器の事業者が変わった場合には、機器や利用料等の変更が見込まれること。

家賃について

申込みの際の公営住宅・改良住宅の家賃額は、世帯の収入により4区分(区分1～区分4)となります。「高齢者世帯等」に該当される方は、公営住宅に申込み可能な場合の家賃額が7区分(区分1～区分7)となります。家賃額は、12～21ページの月額所得額の計算方法により月額所得額を算出し、次の区分表により該当する収入の「区分」を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。

区 分 表

区分	月額所得額
区分1	104,000 円 以下
区分2	104,001 円 ～ 123,000 円
区分3	123,001 円 ～ 139,000 円
区分4	139,001 円 ～ 158,000 円
区分5	158,001 円 ～ 186,000 円
区分6	186,001 円 ～ 214,000 円
区分7	214,001 円 ～ 259,000 円